

サービス管理責任者等の研修制度 の見直しと平成31年度から 愛知県で実施する研修について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について(現行)

(基準)

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

(経緯)

- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

(現状)

- 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】

一部講義及び演習は分野別に実施

実務経験

障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～10年)。



研修の修了

「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の一部を受講(11.5h)



「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」を受講(19h)



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

サービス管理責任者の実務経験

現行

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
	特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上
	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
	盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験

現行

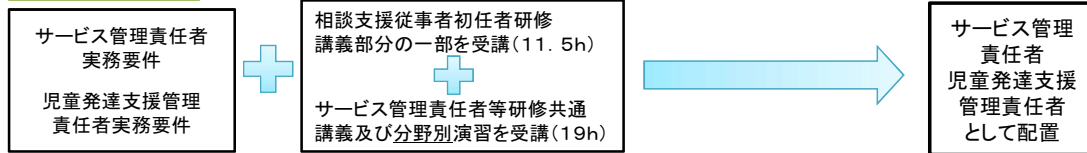
業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童・障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外の実務経験が3年以上)	
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
	学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外の実務経験が3年以上)	
	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
	学校に従事する者		
	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者		
③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外の実務経験が3年以上)	
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	老人福祉施設・医療機関等以外の実務経験が3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

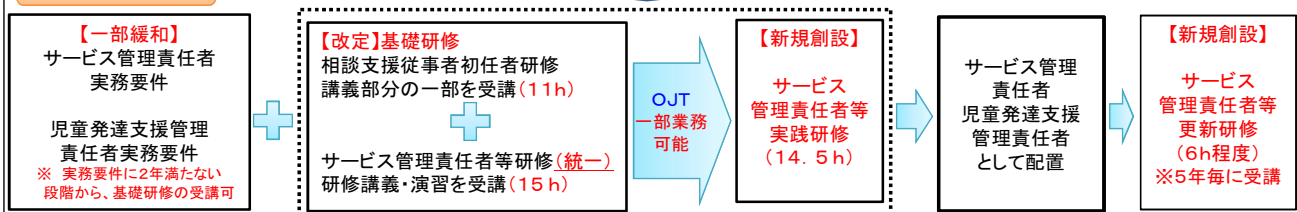
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

研修の位置付け

基準省令

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
- 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
- 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)

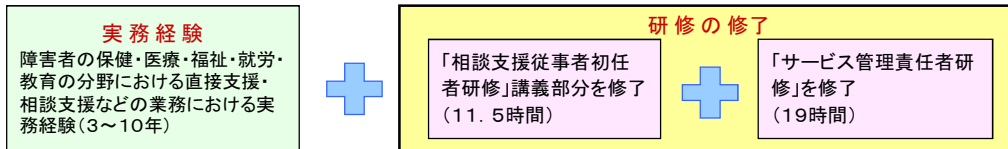
(従業者)

○ 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。

○ 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)
障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成二四・三・三〇厚労告二二七)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
サービス管理責任者等	告示等改定		告示等改定				
	国研修	現行研修	Point 旧カリキュラム				
		基礎研修		新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修
		実践研修 (更新研修)			新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修
	都道府県研修	現行研修	旧カリキュラムによる研修実施 (分野別研修)				
		基礎研修				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)	
実践研修 (更新研修)					新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)		

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表(案)

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h



基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
演習	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
講義・演習	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
	合計	13h

※ 実践研修は平成31年度の2年後より実施

※1 更新研修については、平成31年度から実施
 ※2 当面は1及び2もしくは1及び3の項目のみの実施でも可とする

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間、実践研修を受講していても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<実務経験>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

入職

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

まとめ

平成31年度から愛知県で実施する研修

基礎研修

【愛知県が指定した指定事業者が実施】

- ・基礎研修は、実務経験を満たす2年前から受講可能(サビ管として配置するためには実務経験を積んで実務要件を満たす必要あり)。
- ・平成31年度から当面の期間は、実務経験を満たしていれば基礎研修修了時点で、サビ管(みなし)として配置可能。【経過措置】

更新研修

【愛知県が直接実施】

- ・平成30年度までに現行のサビ管・児発管研修を修了した者は平成35年度末までに全員受講が必要。※当面1日程度の研修で実施される予定。
- ・以後、5年ごとの研修受講が必須化。

まとめ

補足事項

- ①平成30年度までのサービス管理責任者研修の修了者は共通カリキュラムの修了者とみなし、全分野のサービスに従事可。
※更新研修の受講の有無は問わず、平成31年度からは実務要件を満たせば、全分野のサービスに従事することが可能になる。
- ②実務経験については、直接支援業務については、2年緩和される(ex.直接支援10年⇒8年)。※一部要件緩和
- ③実践研修については、サビ管みなし配置(基礎研修修了時点で実務要件を満たしていればサビ管として配置可能)の経過措置終了までに実施する予定。

研修申込

今まで行っていた市町村推薦による申込は取りやめ。
基礎研修・更新研修とも直接研修実施者に申し込みを行う。
※研修開始時期等は愛知県障害福祉課のホームページ等で周知。
※事業者等への周知については引き続き市町村の協力を依頼する。

まとめ

要件緩和等

実務要件の業務区分	サビ管・児発管として必要な経験年数	基礎研修受講可能な経験年数
相談支援業務	5年	<u>3年</u>
直接支援業務	8年	<u>6年</u>
有資格者による相談・直接支援	5年(3年)	<u>3年(1年)</u>

猶予措置の廃止

・「サビ管・児発管として配置される者で、実務経験者であるものについては、事業開始から1年間は研修修了しているものとみなす」という規定は平成31年3月31日で廃止される。⇒今後は事業開始前に研修を修了している者を配置する必要あり。